

税制改正のあらまし

法人会キャラクター けんた



I 法人税関係

1 中小企業の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率(年800万円以下の所得金額)について、19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の概要

	本則税率		特例の税率
	所得金額が年800万円超	23.2%	
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	所得金額が年800万円超	23.2%	—
	所得金額が年800万円以下	19%	15%

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が機械装置等の対象設備を取得等した場合に適用できる中小企業投資促進税制が、2年間延長されます。

中小企業投資促進税制の概要

対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置(1台160万円以上) 測定工具及び検査工具(1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) 一定のソフトウェア(一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上) 貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) 内航船舶(取得価格の75%が対象)
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業 30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 資本金3000万円超の中小企業 30%特別償却

(注) 中古品、貸付の用に供する設備は対象外です。

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

(3) 中小企業経営強化税制の延長

中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が、特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除(10%)が適用できる中小企業経営強化税制について、働き方改革に資する設備も適用対象とした上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。

(4) 中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、事前対策の取組を推進する観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けた一定の中小企業者が防災・減災設備を取得等をした場合に、20%の特別償却ができる措置が講じられます。

災害に対する事前対策の対象設備

機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

適用時期

改正中小企業等経営強化法の施行の日から平成33(2021)年3月31日までの間に特定事業継続力強化設備等の取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

2 イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

質の高い研究を後押しするとともに、研究開発投資を増加させた場合のインセンティブを強化する観点から、以下のように研究開発税制が見直されます。

(1) 特別試験研究費に係る税額控除制度(オープンイノベーション型)

オープンイノベーション型について、対象範囲に民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への一定の委託研究が追加されるとともに、控除税額の上限が法人税額の10%(現行:5%)に引き上げられます。

(2) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(総額型)

総額型について、税額控除率が見直された上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が法人税額の40%(現行:25%)に引き上げられます。

(3) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率が見直された上、試験研究費が高い水準の中小企業者等には、その控除率を割り増し措置が講じられ、適用期限が2年間延長されます。

(4) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度(高水準型)

高水準型については、総額型において、試験研究費が高い水準の企業に対する控除率の割増し措置が講じられたことに伴い、廃止されません。

適用時期

平成31年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

II 所得税関係

1 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の拡充

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例は、相続から3年を経過する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋(一定の耐震基準を満たしたもの)や敷地などを譲渡した場合、譲渡所得から最大3,000万円を控除することができる制度です。

これまででは、老人ホーム等への入所で被相続人の家屋が空き家になった場合、同特例を適用できませんでしたが、改正案では、次の一定の要件を満たせば、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして適用対象とした上で、その適用期限が平成35(2023)年12月31日まで4年間延長されます。

- 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続開始直前まで老人ホーム等に入所していたこと
- 被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始直前まで、被相続人による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用、被相続人以外が居住の用に供していないこと

適用時期

平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

2 ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度は、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です(一定の上限あり)。

改正案では、ふるさとの取組を応援するという制度の趣旨に沿わない、過熱する返礼品競争を抑制する観点から、次の要件に適合する自治体をふるさと納税制度の対象として総務大臣が指定するように見直されます。

- 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等
- 返礼品は、返礼割合が3割以下で地場産品

適用時期

平成31(2019)年6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

III 相続税・贈与税関係

1 個人事業者の事業承継税制の創設

個人事業者の円滑な事業承継を促す観点から、個人事業者の事業承継税制が10年間の時限措置として創設されます。

事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税額・贈与税額の納税が猶予されます。

なお、既存の特定事業用の小規模宅地等の特例との選択適用となります。

個人事業者の事業承継税制の概要

対象資産	・ 被相続人の特定事業用資産(不動産貸付事業等を除く) 宅地(面積400㎡まで)、建物(床面積800㎡まで)及び建物以外の一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの
納税猶予額	・ 特定事業用資産の課税価格の100%
相続人の要件(認定相続人)	・ 承継計画に記載された後継者で、経営承継円滑化法の認定を受けた者
承継計画	・ 平成31年4月1日から平成36(2024)年3月31日までの間に都道府県に提出
継続届出書	・ 税務署長に相続税の申告期限から3年毎に提出

適用時期

平成31年1月1日から平成40(2028)年12月31日までの間に相続又は贈与により取得する財産について適用されます。

2 特定事業用の小規模宅地等の特例の見直し

特定事業用の小規模宅地等の特例は、被相続人等の事業の用に供されていた宅地(400㎡まで)について、相続税の課税価格を80%減額する特例です。

改正案では、いすぎた節税を目的とした利用を防止するため、本特例について、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く)については、その対象から除外されます。

適用時期

平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。

3 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、以下の措置が講じられます。

- ① 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が18歳以上(現行:20歳以上*)に引き下げられます。
- ② 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6ヵ月以内にその状態が解消されたときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとされます。
- ③ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付資料が不要となる等の手続の簡素化が図られます。

*「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に公布され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、税制上の年齢要件についても見直されます。

適用時期

①の改正は、平成34(2022)年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

なお、②、③の適用時期については、現時点(平成31年2月7日現在)では明らかになっておりませんので、今後の動向にご留意ください。

4 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与非課税措置は、親や祖父母(贈与者)が金融機関に子や孫(受贈者:0~30歳未満)名義の口座等を開設し、教育資金を拠出した場合、受贈者ごとに1,500万円が非課税となります。

この非課税措置については、次のように見直された上で、適用期限が2年間延長されます。

教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

	現行	改正案
① 受贈者の所得要件	なし	合計所得金額1,000万円以下
② 教育資金の範囲	年齢を問わず、一律に用途の範囲を設定	23歳以上は学校等に支払われる費用等に限定
③ 教育資金契約の終了事由	30歳到達時	30歳到達時に在学している受贈者は、在学期間終了時又は40歳到達時のいずれか早い日
④ 贈与者が死亡した時点の残高	相続財産に加算されない	贈与者の相続開始前3年以内の贈与については、①23歳未満の場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練を受けている場合を除き、相続財産に加算される

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。なお、①の改正は平成31年4月1日以後の贈与から、②の改正は平成31(2019)年7月1日以後に支払われる教育資金から、③の改正は平成31(2019)年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合から、④の改正は平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合から適用されます。

5 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置は、親や祖父母(贈与者)が金融機関に子や孫(受贈者:20~50歳未満)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を拠出した場合、受贈者ごとに1,000万円(結婚関係費用は300万円)が非課税となります。

改正案では、この非課税措置について、受贈者の所得要件(1,000万円以下)が設けられた上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成33(2021)年3月31日まで適用期限が延長されます。なお、受贈者の所得要件については、平成31年4月1日以後の贈与から適用されます。

IV その他

1 消費税率の引き上げに伴う対応

平成31(2019)年10月の消費税率10%への引き上げに際し、経済に影響を及ぼすことがないように、自動車と住宅に関する税制上の支援措置が講じられます。

(1) 自動車に係る措置

消費税率引き上げ後に購入した新車から、小型乗用車を中心に、自家用乗用車(登録車)に係る自動車税の税率が恒久的に引き下げられます。

また、消費税率が引き上げられる10月1日から自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されますが、自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31(2019)年10月1日から平成32(2020)年9月30日までの間に自家用乗用車(登録車および軽自動車)を取得した場合、環境性能割の税率が1%分軽減されます。

自動車税の税率引き下げ

税率区分	引き下げ幅
660cc超1,000cc以下	4,500円/年
1,000cc超1,500cc以下	4,000円/年
1,500cc超2,000cc以下	3,500円/年
2,000cc超2,500cc以下	1,500円/年
2,500cc超	1,000円/年

適用時期

平成31(2019)年10月1日以後に取得する自家用乗用車について適用されます。

(2) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設
住宅借入金等特別控除は、個人が住宅借入金等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等を行い、一定の要件を満たした場合、その取得等に係る住宅借入金等の年末残高（一般住宅の場合は4,000万円が限度）の1%を10年間、税額控除が適用できる制度です。

改正案では、個人が消費税率10%が適用される住宅を取得し、平成31(2019)年10月1日から平成32(2020)年12月31日までの間に居住した場合、住宅借入金等特別控除の控除期間が現行の10年間から13年間に3年間延長されます。

なお、11年目以降の3年間については、消費税率2%引き上げ分の範囲で控除額の上限が設けられ、①住宅借入金等の年末残高(4,000万円(注)を限度)の1%、②建物購入価格(税抜4,000万円(注)を限度)の3分の2%、のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

(注) 長期優良住宅、低炭素住宅、東日本大震災の被災者等に係る再建住宅の場合は、借入金年末残高の上限や建物購入価格の上限は、5,000万円となります。

住宅借入金等特別控除の概要 【現行】(1~10年目)

住宅区分	税制措置
一般住宅	住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1%
東日本大震災の被災者等に係る再建住宅	住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1.2% (居住年により、住宅借入金等の年末残高の限度額が異なります)

【改正案】(11~13年目) ※1~10年目は現行制度が適用されます。

住宅区分	税制措置
一般住宅	① 住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1% ② 建物購入価格(税抜4,000万円を限度)×2%÷3
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	① 住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1% ② 建物購入価格(税抜5,000万円を限度)×2%÷3
東日本大震災の被災者等に係る再建住宅	① 住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1.2% ② 建物購入価格(税抜5,000万円を限度)×2%÷3

(注) ①、②のいずれか少ない金額の税額控除が適用できます。

適用時期

消費税率10%の住宅を取得し、平成31(2019)年10月1日から平成32(2020)年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

2 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化を踏まえ、特別法人事業税(仮称)、特別法人事業譲与税(仮称)が創設されます。

① 特別法人事業税(仮称)

消費税率10%段階において、法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約30%)が分離され、特別法人事業税(仮称)(国税)とされます。

② 特別法人事業譲与税(仮称)

特別法人事業税(仮称)の税収(全額)が都道府県に譲与されます。人口を譲与基準として、不交付団体に対して譲与制限の仕組みが設けられます。

適用時期

①の改正は平成31(2019)年10月1日以後に開始する事業年度から、②の改正は平成32(2020)年度から適用されます。

3 森林環境税(仮称)、森林環境譲与税(仮称)の創設

森林整備等に充てる財源の確保のため、森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)が創設されます。

① 森林環境税(仮称)

国内に住所を有する個人が国税として年額1,000円が課され、個人住民税とあわせて賦課徴収されます。

② 森林環境譲与税(仮称)

森林環境税(仮称)の収入額に相当する額を市町村と都道府県に譲与し、森林整備の費用等に充てられます。

適用時期

①の改正は平成36(2024)年度から、②の改正は平成31(2019)年度から適用されます。

* このパンフレットは、平成30年12月21日に閣議決定された平成31年度税制改正大綱等に基づいています。

今後の国会審議等にご留意ください。

* 平成31年分以降の元号につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記してあります。